

■ 有 機 溶 剤 健 康 診 断 の 受 診 方 法 ■

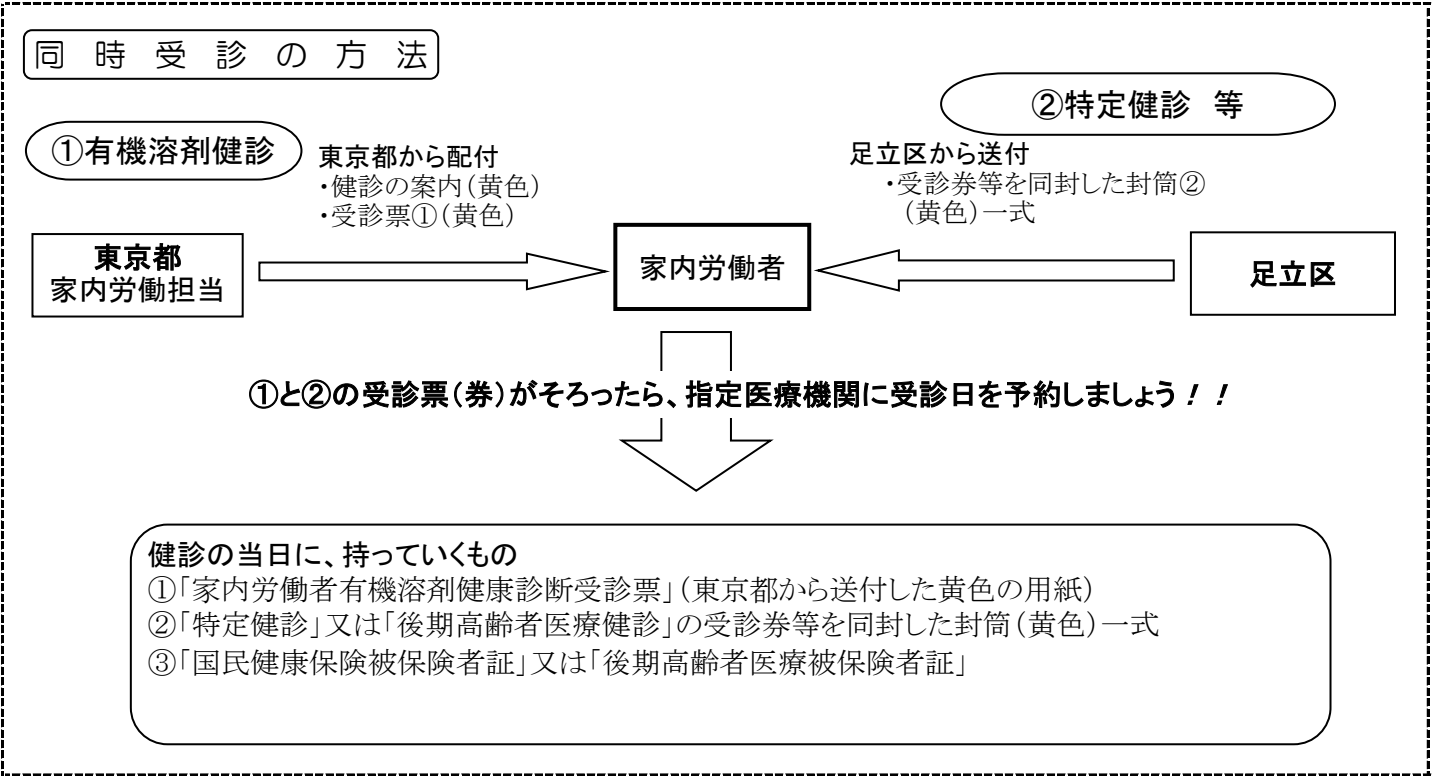
- 40～74歳の足立区国民健康保険に加入している方、75歳以上（65歳～74歳で一定の障がい等により認定された方を含む）の後期高齢者医療制度に加入している方は、「有機溶剤健康診断」を、足立区が実施する「特定健診」、「後期高齢者医療健診」と同時に受診することができます。
- 足立区在住で39歳以下の方及び、他県在住で足立区に作業場のある方（通い職人）は、「有機溶剤健康診断」のみのご案内となります。

	有機溶剤健診（東京都実施）	特定健診（足立区実施）
足立区国民健康保険に加入している 40歳～74歳 の方の 受診方法	有機溶剤健診と特定健診が同時に受診できます。 同時受診の方法 1 同時受診ができるのは、令和7年1月31日までです。 2 「有機溶剤健診」と「特定健診」を同時に受診することを「指定医療機関（→p4）」に伝えて、受診日を予約。（同時受診が可能か医療機関に確認をしてください） 3 受診当日は、①に必要事項を記入して、②～③とともに指定医療機関へ持参してください。 ①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」（東京都から送付した黄色の用紙） ②「特定健診」受診券等を同封した封筒（黄色）一式 （5月下旬に足立区から送付されます） ③「国民健康保険被保険者証」	
年齢は 令和7年 3月31日現在	別々の受診方法 指定医療機関（→p4）で、予約してください。 上記の期間にかかわらず、 令和7年3月31日まで受診できます。 足立区の「特定健診」を受診してください。 5月下旬に受診券等が送付されます。 受診期間：令和7年1月31日まで	

	有機溶剤健診（東京都実施）	後期高齢者医療健診（足立区実施）
後期高齢者医療制度に加入している 75歳以上 （65歳～74歳で一定の障がい等により認定された方を含む） の方の 受診方法	有機溶剤健診と後期高齢者医療健診が同時に受診できます。 同時受診の方法 1 同時受診ができるのは、令和7年1月31日までです。 2 「有機溶剤健診」と「後期高齢者医療健診」を同時に受診することを「指定医療機関（→p4）」に伝えて、受診日を予約。（同時受診が可能か医療機関に確認をしてください） 3 受診当日は、①に必要事項を記入して、②～③とともに指定医療機関へ持参してください。 ①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」（東京都から送付した黄色の用紙） ②「後期高齢者医療健診」受診券等を同封した封筒（黄色）一式 （5月下旬に足立区から送付されます） ③「後期高齢者医療被保険者証」	
年齢は 令和7年 3月31日現在	別々の受診方法 指定医療機関（→p4）で、予約してください。 上記の期間にかかわらず、 令和7年3月31日まで受診できます。 足立区「後期高齢者医療健診」を受診してください。 5月下旬に受診券等が送付されます。 受診期間：令和7年1月31日まで	

	有機溶剤健診(東京都実施)	特定健診等(足立区実施)
足立区在住で	有機溶剤健診が受診できます。	
39歳以下の方、 40～74歳で社会 保険・共済組合 など足立区国保 以外の保険に加入の方の受診 方法	指定医療機関(→p4)で、予約してください。 令和7年3月31日まで受診できます。	受診対象とはなりません。

	有機溶剤健診(東京都実施)	健康診断(お住まいの市町村実施)
他県在住で、	有機溶剤健診が受診できます。	
足立区に作業 場がある方の 受診方法	指定医療機関(→p4)で、予約してください。 令和7年3月31日まで受診できます。	「特定健診」「がん検診」等は、 ご加入の健保組合または、お住まいの市町村に お問い合わせください。



■ 足立区実施の各種検(健)診の問い合わせ先 ■

衛生部 データヘルス推進課 データヘルス推進係 電話03(3880)5601